

## 住宅・まちづくり

### 土地の公示価格の閲覧

土地取引の指標となる全国の公示価格(平成31年1月1日現在)を掲載した「地価公示図書」が閲覧できます。また、区内の公示価格は新宿区ホームページ「土地の価格」で、全国の公示価格は国土交通省ホームページ「土地総合情報システム」(<http://www.land.mlit.go.jp/webland/>)でご覧いただけます。

【閲覧場所】防災都市づくり課・区政情報センター(本庁舎1階)・特別出張所・区立図書館

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階)☎(5273)3593へ。

## 福祉

### 家族介護者交流会

高齢のご家族を介護している方、介護していた方が集まって、介護の悩みを語り合ったり、情報交換を行う場です。当日直接、会場へおいでください(途中入退場自由)。

【6月の日時・会場】▶四谷の会…6日(木)午後1時30分～3時30分/四谷保健センター等複合施設(四谷三栄町10-16)、▶フレンズ…25日(火)午後1時30分～4時/デンマークイン新宿(原町2-43)、▶わきあいあい…12日(水)午後1時30分～3時30分/マザアス新宿(新宿7-3-31)、▶大久保・あった会…11日(火)午後1時30分～3時30分/大久保地域センター(大久保2-12-7)、▶いっぶく

### はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み



- ①講座・催し名
  - ②〒・住所
  - ③氏名(ふりがな)
  - ④電話番号
- (往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。  
※費用の記載のないものは、原則無料。

の会…22日(土)午後1時30分～4時/聖母ホーム(中落合2-5-21)、▶かずら会…21日(金)午後2時～4時/落合第二地域センター(中落合4-17-13)、▶ひととき…20日(木)午後2時～4時/柏木地域センター(北新宿2-3-7)

【問合せ】高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階)☎(5273)4254へ。介護のために参加が難しい方は、ご相談ください。

### 成年後見入門講座・相談会

【日時・内容】6月29日(土)▶①午後1時30分～3時30分…成年後見制度の概要や費用の目安などに関する講座(講師は吉田なつみ・司法書士)、▶②午後4時～5時…弁護士、司法書士による相談会

【会場】牛込笹筒地域センター(笹筒町15)

【対象】区内在住・在勤・在学の方

【申込み】①は電話かはがき・ファックス・電子メール(3面記入例のほか区内在住・在勤・在学の別、ファックスで申し込む場合はファックス番号を記入)または直接、新宿区成年後見センター(〒169-0075高田馬場1-17-20)☎(5273)4522・☎(5273)3082・✉skc@shinjuku-shakyo.jpへ。②は当日直接、会場へ。

## 元気な高齢者向け体力測定



区内の6会場で、2日間、体力測定を実施します(今回は下表の3会場を募集)。今後の生活改善や現在の健康状態の維持にお役立てください。時間はいずれも午後2時～4時です。

【対象】区内在住の65歳以上で、2日とも参加でき、医師から運動を禁止されていない方(体の状態によっては参加をお断りする場合があります)

※参加は1年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)に1人1回です。

【内容】▶1日目…体力測定(筋力・身体バランスほか)、脳年齢測定、▶2日目…測定結果を基にした運動機能の低下や認知症予防のための個別相談・ミニ講座(いずれの会場も同じ内容)

【持ち物】飲み物。動きやすい服装でおいでください(清風園は上履きをお持ちください)。

【申込み】電話で5月27日(月)～6月19日(水)に地域包括ケア推進課介護予防係(本庁舎2階)☎(5273)4568へ。先着順。

会場	定員	実施日(2日制)
信濃町シニア活動館(信濃町20)	30名	6月24日(月)、7月1日(月)
高田馬場シニア活動館(高田馬場3-39-29)	30名	7月4日(木)・11日(木)
清風園(中落合1-7-26)	15名	7月19日(金)・26日(金)

●他の会場(西新宿シニア活動館・ささえーる 薬王寺・戸山シニア活動館)の募集は「広報新宿」後号でご案内します。

### 6月～令和2年3月実施 経済センサス-基礎調査にご協力を

総務省統計局が全国の事業所・企業を対象に、6月～令和2年3月の10か月間で、2か月ごとに調査地域を変更して実施します。調査員証を携行した調査員が、外観等により事業所の活動状態等を確認します。また、新たに把握した

事業所には調査票を配布します。ご理解・ご協力をお願いします。なお、統計法により調査内容の秘密は守られますので、正確なご記入をお願いします。

【問合せ】地域コミュニティ課統計係(本庁舎1階)☎(5273)4096へ。

### 6月1日は人権擁護委員の日 人権相談をご利用ください

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、人権相談や人権擁護の啓発活動を行っています。区では、毎月「人権・悩みごと相談」を行っています。秘密は厳守します。

【日時】毎月第1・第3金曜日(1月の第1週と祝日を除く。6月は7日・21日)午後1時～4時(受け付けは午後3時30分まで)

【区の人権擁護委員(敬称略・50音順)】飯島泰文、石黒清子、井上美那子、上野昭子、加藤茂行、金井重彦、甲野恵美、中村雅、中村廣子、二宮麻里子、野尻信江、吉村誠

【会場・申込み】当日直接、区役所第1分庁舎2階区民相談室へ。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505へ。

### 利用者の安全確保のため

## 建築物等は定期的な調査・検査を

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階)☎(5273)4323へ。

建築物等は、外壁・看板等の落下等による被害の発生を防ぐため、計画的な修繕・改修が必要です。

不特定多数の方が利用する特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の所有者・管理者には、1年または3年に1回、構造や設備等を調査・検査し、結果を区に報告することが建築基準法で義務付けられています(敷地内に延床面積1万㎡を超える建築物がある場合は東京都へご報告ください)。

※特定建築物のうち展示場等は今年度の報告対象でないため、表には掲載していません。

#### 【令和元年度の報告の対象】右表のとおり

- ※共同住宅の住戸内は、特定建築物・防火設備・建築設備の報告対象から除きます。
- ※新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後は報告不要です。
- 【報告方法】専門技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査・検査員に依頼し、下記の報告先に報告してください。
- 【報告先】区が業務を委託している次の受託者
  - 特定建築物・防火設備…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒150-8503渋谷区渋谷2-17-5、シオノギ渋谷ビル8階)▶特定建築物…☎(5466)2001▶防火設備…☎(5466)4031
  - 建築設備…日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0003港区西新橋1-15-5、内幸町ケイズビル2階)☎(3591)2421
  - 昇降機等…東京都昇降機安全協議会(〒151-0053渋谷区代々木1-35-4、代々木クリスタルビル2階)☎(6304)2225

用途	報告の対象となる規模	報告時期
①劇場・映画館・演芸場	次のいずれかのもの、▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶用途の床面積が200㎡以上のもの、▶用途が1階にない建築物の床面積が100㎡を超えるもの	【毎年報告】 11月1日～翌年1月31日
②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	次のいずれかのもの、▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶用途の床面積が200㎡以上のもの(平屋建てで客席・集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、③は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの④は用途の床面積が3,000㎡を超えるもの	
④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗		
⑤地下街	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
特定建築物		【3年ごとの報告】 令和元年5月1日～10月31日
⑥児童福祉施設等(高齢者・障害者等向けの就寝施設を除く)	次のいずれかのもの▶⑥は3階以上、⑦⑧は地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの▶用途の床面積が2階部分で300㎡のもの▶用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	
⑦病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等(高齢者・障害者等向けの就寝施設に限る)		
⑧旅館・ホテル(③を除く)		
⑨学校・学校に付属する体育館	次のいずれかのもの、▶3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの、▶⑨は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの、⑩は用途の床面積が2,000㎡以上のもの	
⑩博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場ほか		
⑪下宿・共同住宅・寄宿舎の用途と、この表の用途の複合建築物	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
防火設備	A 上記①～⑪の特定建築物に設置するもの B 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・高齢者・障害者等向けの就寝施設(老人ホーム・グループホーム・助産施設等)で床面積が200㎡以上のものに設置するもの	【毎年報告】 前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで(遊戯施設等は6か月ごと)に報告 ※防火設備の報告は、6月1日以降、用途ごとに報告時期(月)が別途定められています。
建築設備	換気設備 排煙設備(排煙機・送風機があるもの) 非常用の照明装置 給排水設備(給水タンク等を設置するもの)	上記①～⑪の特定建築物に設置するもの ※換気設備は自然換気設備を除き、火気使用室・窓のない居室・集会場等の居室に設けられたもの
昇降機等	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く) エスカレーター 小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) 遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用ものを含む) ※一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例：ホームエレベーター)を除く	